

竹田城跡イメージキャラクター「たけじい」 デザイン使用に関する取扱要綱

目 的

第1条 この要綱は、朝来市商工会（以下「商工会」という。）がその権利を管理する竹田城跡イメージキャラクター「たけじい」のデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、竹田城跡（朝来市）の広報宣伝活動および朝来市の地域経済の活性化に資するものとし、朝来市民、中小企業等の利用に供するよう取り扱うものとする。

イメージキャラクター

第2条 この要綱におけるイメージキャラクターとは、次に掲げるものをいう。

- (1) イメージキャラクターは、別紙のとおりとする。
- (2) イメージキャラクターの愛称は、「たけじい」とする。
- (3) その他商工会が別途定める図及び言葉とする。

デザインを非営利目的で使用する場合の使用申請

第3条 デザインを使用する者は、あらかじめ竹田城跡イメージキャラクターデザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を付して、商工会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 非営利目的でのデザイン使用料は無償とする。

デザインを営利目的の為に使用する場合の使用申請

第4条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ竹田城跡イメージキャラクターデザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を付して、商工会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 営利目的でのデザイン使用料は有償とし、使用料は別に定める。

使用の許可および承認

第5条 商工会は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 朝来市・竹田城跡・朝来市商工会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) デザインを第6条に定める事項に従って使用しないとき。
- (3) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 法令もしくは公序良俗に反すると認められるとき、又は反するおそれのあるとき。
- (6) その他使用を承認することが適当でないと認められるとき。

2 前項の承認は、朝来市イメージキャラクター使用(内容)承認通知書(様式第2号)をもって行うものとする。

使用上の遵守事項

第6条 デザインを使用するもの(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、商工会の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用を承認された権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインは、商工会が定められたデザインに限り使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。
- (4) 使用者は、承認にかかる物品等が完成したときは、速やかに完成品の見本を商工会に提出しなければならない。

ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

承認内容の変更の申請

- 第7条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ商工会に竹田城跡イメージキャラクターデザイン使用承認申請書（様式第1号）により申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認について、第4条の規定を準用する。

承認の取消し

- 第8条 商工会は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該デザインの使用承認を取消することができる。
- 2 前項の承認の取消しは、朝来市竹田城跡イメージキャラクター使用承認取消書（様式第3号）により行う。

責任の制限

- 第9条 前条の規定によりデザインの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、商工会はその責を負わない。
- 2 使用者が、デザインの使用によって、第三者に対して損害、又は損失を与えた場合でも、商工会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

デザイン集のデザイン追加

- 第10条 商工会の定めたデザイン以外を使用したい場合は、デザイン等を添付して商工会に申請することができる。
- 2 前項により、申請があった場合は、商工会にて可否を決定する。
 - (1) 可となったポーズのデザインの作成に関して発生する費用（ポーズデザイン料は、1ポーズ15,000円（予定））は、申請者が負担する。
 - (2) デザインされたポーズは、承認通知書を発行した1年後に商工会に帰属し、申請者以外にも使用を認めるものとする。

その他

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、デザインの取扱いにかかる必要な事項は、商工会が別に定める。

付則

この要綱は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。

第4条関係(細則)

デザインを営利目的の為に使用する場合の使用料

- ・ 1 年間の使用料は下記のとおりとする。

種別	使用料（年間）
朝来市商工会 青年部員	20,000 円
朝来市商工会員	60,000 円
朝来市商工会員以外の方	100,000 円

- (1) 入会初年度のみ、年間使用料を前期（4～9 月）・後期（10～3 月）に分納していただく。

翌年度より 1 年分の使用料を当年 3 月 31 日までに商工会へ納入する。

- (2) 契約更新を行わない場合は、各年度契約終了 1 か月前（3 月 1 日）までに契約更新をしない旨を商工会へ報告する。（報告がない場合は、契約更新とみなし、翌年分の使用料を 3 月 31 日までに商工会へ納入する。）

■デザイン使用の流れ

